

新潟県暴力団排除条例の一部改正の概要

※本条例改正については検討中であり、今後変更する場合があります。

改正趣旨

- 新潟県では、平成23年に新潟県暴力団排除条例を施行して以降、さまざまな暴力団排除活動を推進していますが、県内の繁華街では、未だに一部の飲食店や風俗店業者等が暴力団員にみかじめ料や用心棒料を支払っている実態があります。
今年に入ってから、長岡市内や新潟市内でみかじめ料や用心棒料をめぐる事件が発生しました。
- 新潟県暴力団排除条例では、暴力団排除特別強化区域(※)として、現在、新潟市の駅前地区、駅南地区、古町地区を指定していますが、長岡市内でも事件が発生したことを受け、暴力団を排除し、県民の安全・安心かつ平穏な生活の確保並びに繁華街の良好な環境を醸成するため、このたび、新潟県暴力団排除条例の一部を改正して、暴力団排除特別強化区域の指定地域に長岡市内の地域を追加することとしました。
- また、これまでみかじめ料や用心棒料の支払いをしていた飲食店等の特定業者の中には、付き合いだから、慣習だからと仕方なく関係を続けていた業者もいることに鑑み、真に暴力団との関係を断ち切りたいと考えている業者を救済するため、罰則に特定業者が自首した場合の減免規定を追加することとしました。

改正内容

暴力団排除特別強化区域の指定区域の追加

現行条例で指定されている地域に加え、新たに

- ・長岡市大手通1丁目、2丁目
- ・長岡市城内町1丁目から3丁目
- ・長岡市東坂之上町1丁目から3丁目
- ・長岡市坂之上町1丁目から3丁目
- ・長岡市殿町1丁目から3丁目

の地域を追加指定

※暴力団排除特別強化区域における禁止行為

特別強化区域における特定業者は、その営業に関し

- ① 暴力団員を用心棒として利用すること
- ② 暴力団員に用心棒料又は営業を容認してもらう対償(みかじめ料)として利益供与すること

を禁止しています。(第18条)

また、暴力団員が前記の用心棒となることや利益の供与を受けることも禁止しています。(第19条)

これらに違反すると、違反者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則が科されます。(第24条)

罰則に自首減免規定を追加

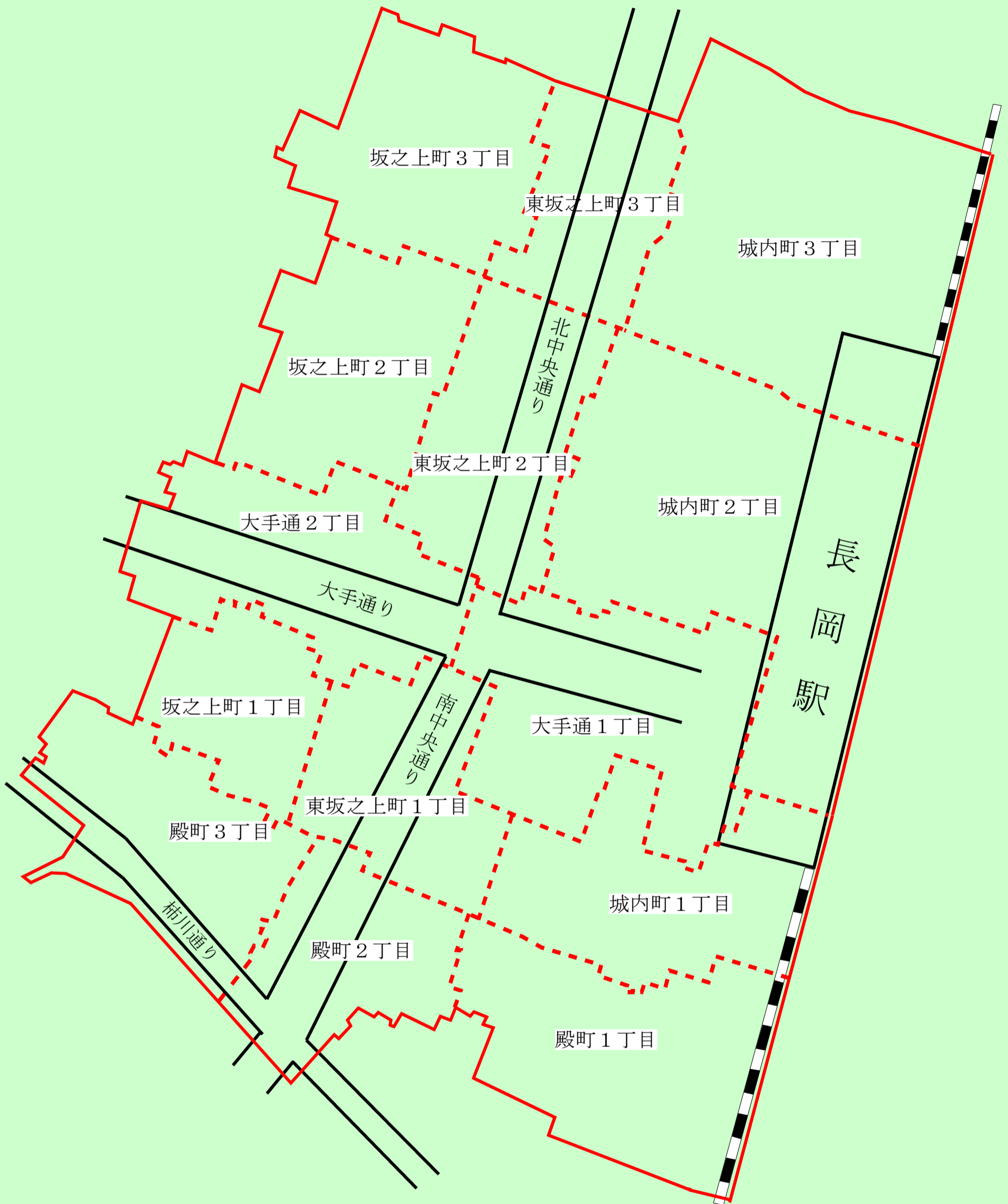
罰則に、特定業者が自首した場合には刑を減軽又は免除することができるとする自首減免規定を追加



新潟県警察



暴力団排除特別強化区域として指定する区域



※ 特区として指定する区域
長岡市大手通 1丁目、2丁目
長岡市城内町 1丁目～3丁目
長岡市東坂之上町 1丁目～3丁目
長岡市坂之上町 1丁目～3丁目
長岡市殿町 1丁目～3丁目

新潟県暴力団排除条例（新旧対照）

改 正 後	改 正 前
<p>(特別強化区域の指定)</p> <p>第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。</p> <p>(1) 新潟市中央区西堀通1番町から11番町までの区域</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(23) 長岡市大手通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p><u>(24) 長岡市城内町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p><u>(25) 長岡市東坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p><u>(26) 長岡市坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p><u>(27) 長岡市殿町1丁目から3丁目までの区域</u></p>	<p>(特別強化区域の指定)</p> <p>第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。</p> <p>(1) 新潟市中央区西堀通1番町から11番町までの区域</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(特別強化区域における特定営業者の禁止行為)</p> <p>第18条 次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化区域における特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第7項第1号の営業にあつては事務所（風営適正化法第31条の2第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第2条第7項第2号の営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。</p> <p>(1) 風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業</p> <p>(2) 風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</p> <p>(3) 風営適正化法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業</p>	<p>(特別強化区域における特定営業者の禁止行為)</p> <p>第18条 次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化区域における特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第7項第1号の営業にあつては事務所（風営適正化法第31条の2第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第2条第7項第2号の営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。</p> <p>(1) 風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業</p> <p>(2) 風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</p> <p>(3) 風営適正化法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業</p>

- (4) 接客業務受託営業
- (5) 風営適正化法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業

2 特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。

3 特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与をしてはならない。

(特別強化区域における暴力団員の禁止行為)

第19条 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。

3 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受けてはならない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定に違反した者
- (2) 相手が暴力団員であることの情を知って、第18条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者
- (3) 第19条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者

2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- (4) 接客業務受託営業
- (5) 風営適正化法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業

2 特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。

3 特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与をしてはならない。

(特別強化区域における暴力団員の禁止行為)

第19条 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。

3 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受けてはならない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定に違反した者
- (2) 相手が暴力団員であることの情を知って、第18条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者
- (3) 第19条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者